

黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部改正
 熊野浦集会所を津波浸水区域内からの移転という観点から、町立集会所として移転・新築をしたので、本条例の集会所に追加をするもの。
可決（全員）

黒潮町税条例の一部改正
 上位法（地方税法）の改正に伴い、黒潮町税条例の一部を改正するもの。
 主な内容は、法人町民税の法人税割の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、固定資産税の公害防止用設備などに係る課税標準を定めるもの、及び耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額の申告手続き。
可決（全員）

予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定
 これまで、町内には町が資本金の25%以上50%までの出資を行う法人等がなかったが、昨年、こうち・くろしお太陽光発電事業株式会社に、全体

出資額の25・1%1278万円を出資し、今年度新会社を設立した。これを受け、地方自治法の規定により、条例制定を行うもの。
可決（全員）



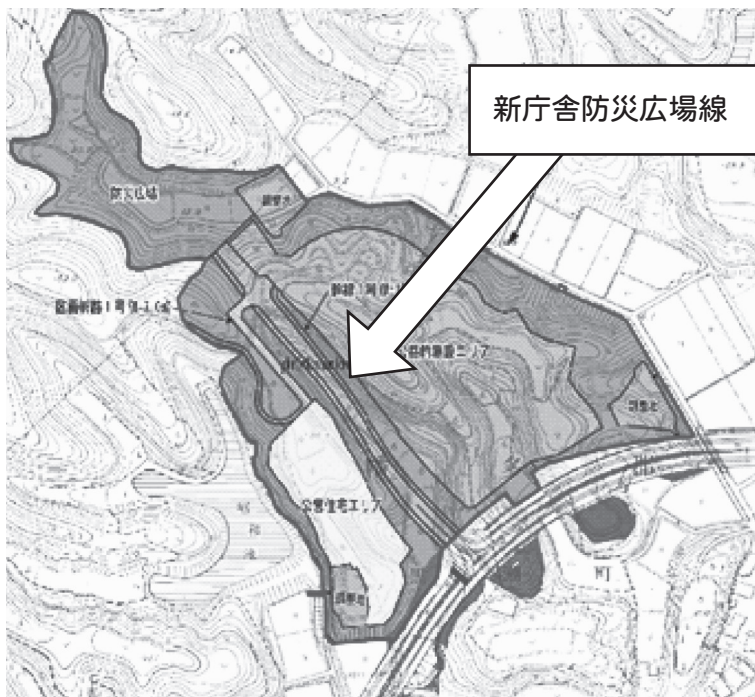
津波浸水区域外（貯水池側）に新設された熊野浦集会所
 （写真奥側が海側）

黒潮町道の路線認定
 当路線は、現在、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としてスケン谷地区へ計画している、新庁舎及び防災広場等へ通じる幹線道路とな

出資額の25・1%1278万円を出資し、今年度新会社を設立した。これを受け、地方自治法の規定により、条例制定を行うもの。
可決（全員）

- 路線名
新庁舎防災広場線
- 起 点
黒潮町入野字スケン谷
- 終 点
黒潮町入野字南大駄馬

可決（全員）



「一団地の津波防災拠点市街地形成施設（色塗り部）内に計画された「新庁舎防災広場線」

固定資産評価委員の選任
 平成26年6月30日をもって植田壯固定資産評価員が辞任するため、その後任として、黒潮町入野6528番地2松田春喜氏を選任するもの。
可決（全員）



松田 春喜 新固定資産評価委員

※同氏は、平成25年5月8日開催の第25回臨時会（11P）において、副町長に選任され

ている。